

六甲アイランドC I T Y自治会ホームページ運用規定

(定義)

第1条 この規定は、六甲アイランドC I T Y自治会ホームページ（以下HPという）の運用の取決めについて定める。ホームページの企画・作成・公開に当たっては、これらを適切に順守しなければならない。

(目的)

第2条 このHPは、六甲アイランドC I T Y自治会の活動を広く住民に公開することにより、六甲アイランド住民の相互親睦と生活環境の向上を図り、住民の創意による活気と魅力ある安全、安心なまちづくりを目的とする。

(担当部会)

第3条 HPを管理する主担当部署は広報部とする。

- 1) 各部会はHP担当者を選任する。
- 2) 広報部はHPのシステム更新、改訂などの重要事項について、各部会のHP担当者を招集し説明会を開催しなければならない。

(管理運営)

第4条 HPの管理運用を行うために、次に掲げる責任者を置く。

- 1) HP管理責任者は自治会長とし、HPの管理運用を統括する。
- 2) HP管理責任者は、HPの管理運用、HPに掲載する情報の編集、HPにおける人権尊重や個人情報及び知的所有権の保護、HPのセキュリティ対策などを広報部及び各部会HP担当者に委嘱し、HP担当者がこれを行う。
- 3) 日常の運用は自治会の広報部が行い、投稿は自治会執行役員及び執行役員会で承認された自治会役員が行う。また、月例執行役員会、定例役員会にて掲載内容の報告を行う。
- 4) 前条及び前項のHP担当者、HP管理責任者の任期は、自治会役員の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。
- 5) HP掲載内容のバックアップは JIMDO の機能内で行う。しかし自治会関連資料の整理保管に関して責を負うものではないとする。

(掲載内容)

第5条 HPに掲載される内容は原則として下記の項目とする。

- 1) 自治会概要、歴史
- 2) 自治会、専門部会活動の議事録
- 3) 自治会が認めるその他の団体の活動内容
- 4) 規定・ルール
- 5) 各種手続きの手引書、フォーマット
- 6) 施設利用方法
- 7) 便利情報

その他の掲載内容・項目については、広報部、各部会 HP 担当者の運用に委ねる。

(公開)

第6条 本HPは原則的に一般公開とする。

(掲載禁止事項)

第7条 掲載内容について、下記の事項を禁止する。

- 1) 公序良俗に反すること
- 2) 住民に限らず第三者を誹謗又は中傷すること
- 3) 営利行為及び法令に反すること
- 4) 不正なアクセス、不法な改ざん・修正
- 5) H P管理責任者が運用に支障またはその恐れのあると認めたこと
(著作権)

第8条 本H Pの著作権は、運用主体にあるものとする。また、引用・参照によって第三者の著作物を利用する場合は、それを利用する者が当該著作権者の利用許諾を得、その旨を明示して利用する事とする。

(個人情報保護)

第9条 運用者は個人情報の漏洩防止に努めるものとする。

(規制)

第10条 掲載内容は六甲アイランドC I T Y自治会規約に沿ったものである事を原則とし、住民又は関係者が、掲載内容について修正、削除要求が出された場合、または要求が無くても、それについて運用主体である自治会会長が、その表現に対し不適切と判断した場合、その運用・掲載の修正、削除が出来るものとする。

この規定は、平成28年9月30日より適用する。